

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する滋賀県知事意見

管理型最終処分場建設事業（以下「本事業」という。）に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書以降の図書に適切に記載すること。

- 1 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
今後の手続きを進めるに当たっては、周辺の地域住民や漁業者等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- 2 地震や大雨などの自然災害に備えて十分な対策を講じることなどにより、環境汚染事故の未然防止を図ること。また、災害廃棄物の受入れにも貢献する事業となるよう努めること。
- 3 事業計画および跡地利用計画の検討に当たっては、周辺地域の景観形成に関する方針や地質等の地域特性を十分踏まえること。
- 4 複数案の検討については、騒音・超低周波騒音・振動だけでなく、重大な影響を受けるおそれがある環境要素である水環境・水生生物についても検討すること。検討に当たっては、周辺環境への影響だけでなく、水道や漁業等の利用状況を踏まえた下流域への影響についても考慮すること。
- 5 本事業の実施により、既存事業場内の土地利用が変更される計画となっている。土地利用の変更に伴う環境への影響を考慮した調査、予測および評価について検討すること。
- 6 方法書以降の過程で適切に環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価を行うこと。
- 7 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。